

近隣他自治体の業務実績評価の基本方針比較表

	a	b	c	d	e
	市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構	京都市立病院機構
1	前文 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院(以下「法人」という。)の業務実績に関する評価(以下「評価」という。)を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。	前文 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、地方独立行政法人堺市立病院機構(以下「法人」という。)の業務実績に関する評価(以下「評価」という。)を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。	前文 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター(以下「法人」という。)に対する評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。	前文 大阪府地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、地方独立行政法人法(以下「法」という。)の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。 年度評価については、この「基本的な考え方」のほか、各法人の「年度評価の考え方」に基づき実施する。	前文 地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第28条第1項及び第30条第1項に規定する地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「法人」という。)の業務の実績の評価を行うに当たっては、以下の基本方針に基づくものとする。
2	1 基本方針 (1)評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。	1 基本方針 (1)評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。	1 基本方針 (1)評価は、中期目標及び中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとする。	1 基本方針 (1)法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。	1 目的 評価委員会が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法人の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績を具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。
3	(2)評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。	(2)評価は、中期計画及び年度計画の実施状況を確認し、分析した上で堺市との連携による市民の健康の維持及び増進への寄与の状況や法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。	(2)評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。	(2)府民への説明責任を果たす観点から、評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。	2 評価に当たっての基本的な視点 (1)法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。
4	(3)評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。	(3)評価委員会は、評価委員会の意見を参考に堺市長が定めた中期目標期間中において特に重点な中期目標の達成のための取り組みを考慮し、総合的な評価を行う。	(3)業務運営の改善や効率化等の特色のある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。	(3)中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて見直しを求める。	(2)法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。
5	(4)中期計画及び年度計画を達成するための業務運営改善や効率化等をめざした特色のある取組や様々な工夫については、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても、積極的に評価する。	(4)単に実績数値にとらわれることなく、中期計画及び年度計画を達成するための業務運営改善や効率化等をめざした特色ある取り組みや様々な工夫、また、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取り組み(堺市医療圏が抱える課題に対する取り組みなど)については、積極的に評価する。	(4)法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。	(4)法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直す。	(3)法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。
6	(5)評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。	(5)評価にあたっては、地域医療の状況や診療報酬の改定など法人を取り巻く環境の変化などを考慮する。			3 評価に関する留意点 (1)評価を行うに当たっては、医療の質やサービスの向上、健全な経営の確保といった大局的な視点から、いたずらに細事にわたることは避け、重要度に応じて本質的な評価を行うように努めること。
7		(6)評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。			(2)各事業年度の業務実績の評価は、前年度評価時の実績と当該年度の実績を単に比較するだけでなく、中期計画期間全体の中にあつての進捗状況を念頭に置き行うこと。
8					(3)評価を通じて、法人の業務運営における改善点を具体的に明らかにし、その一層の改善と公共性、透明性の確保に資すること。

参考資料1

近隣他自治体の業務実績評価の基本方針比較表

	a	b	c	d	e
	市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構	京都市立病院機構
9	<p>2 評価方法 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。</p>	<p>2 評価方法 (1)評価の種類 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度計画」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。</p>	<p>2 評価方法 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。</p>	<p>2 評価方法 評価は、各事業年度終了時に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p>	<p>4 評価方法 (1)法の規定 法第28条第2項及び第30条第2項の規定により、法人の業務の実績の評価は、各事業年度における中期計画の実施状況又は中期目標の期間における同目標の達成状況を調査及び分析し、その結果を考慮して業務の実績の全体について総合的な評定をして行うとされていることを踏まえ、評価は以下のとおり行うこととする。</p>
10	<p>(1)年度評価 中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。 ①項目別評価 法人が小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(小項目及び大項目)を行う。 ②全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業務運営全体について総合的に評価する。</p>	<p>(2)年度評価 中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。 ①項目別評価 法人が小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(小項目及び大項目)を行う。 ②全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業務運営全体について総合的に評価する。</p>	<p>(1)年度評価 ①中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 ②法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証・評価又は進捗状況の確認を行う。 ③年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。</p>	<p>(1)年度評価 中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 ①項目別評価(小項目評価) 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証・評価または進捗状況の確認を行う。法人の自己評価及び評価委員会における評価は、I～Vの5段階で行う。 ②項目別評価(大項目評価) 小項目評価の結果及び特記事項の記載をもとにS・A～Dの5段階による評価を行う。 ③全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により総合的な評価を行う。</p>	<p>評価方法 (2)評価の実施 評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。 ア 年度評価 法人において、中期計画及び年度計画に記載されている小項目について評価を行う。 評価委員会において、法人の自己評価を確認及び分析し、「項目別評価」(小項目及び大項目)を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。 なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。 イ 中期目標期間評価 各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」(大項目)を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。</p>

近隣他自治体の業務実績評価の基本方針比較表

	a	b	c	d	e	
	市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構	京都市立病院機構	
11	<p>評価方法</p> <p>(2)中期目標期間評価 中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。</p> <p>①項目別評価 当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(大項目)を行う。</p> <p>②全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。</p>	<p>(3)中期目標期間評価 中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領で定めるものとする。</p> <p>①項目別評価 当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(大項目)を行う。</p> <p>②全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。</p>	<p>(2)中期目標期間評価 ①中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 ②中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。 ③中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。 ④年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。</p>	<p>(2)中期目標期間評価 中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。</p> <p>①項目別評価(大項目評価) 各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査分析し、その結果を考慮して、次のとおりS・A～Dの5段階による評価を行う。 S:特筆すべき達成状況 A:目標どおり達成 B:おおむね目標どおり達成 C:目標を十分には達成できていない D:目標をまったく達成できていない</p> <p>②全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式により総合的な評価を行う。</p> <p>③公立大学法人の評価 公立大学法人の中期目標期間評価に当たっては、認証評価機関の評価結果を踏まえる。</p>		
12	<p>3 評価の進め方</p> <p>(1)報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。</p>	<p>3 評価の進め方</p> <p>(1)報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。</p>				
13	<p>評価の進め方※</p> <p>(2)評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を確認及び分析し、総合的な評価を行う。</p>	<p>(2)評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務実績を確認及び分析し、総合的な評価を行う。</p>				
14	<p>(3)意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。</p>	<p>(3)意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。</p>				

近隣他自治体の業務実績評価の基本方針比較表

	a	b	c	d	e	
	市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構	京都市立病院機構	
15	評価結果の活用	<p>4 評価結果の活用 (1)法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。 (2)法第31条に規定する法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>	<p>4 評価結果の活用 (1)法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。 (2)法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>	<p>3 評価結果の活用 (1)法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。 (2)法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。</p>	<p>3 評価結果の活用 (1)法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。 (2)法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用する。</p>	<p>5 評価結果の活用 (1)法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。 (2)法第31条に規定する法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>
16						
17			<p>(3)次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>	<p>(3)次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえる。</p>		
18	評価の進め方※		<p>4 評価の進め方 (1)報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。</p>	<p>4 評価の進め方 (1)報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。</p>		
19			<p>(2)評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。</p>	<p>(2)評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。</p>		
20			<p>(3)意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。</p>	<p>(3)意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。</p>		
21	目標・計画を策定する際の留意点		<p>5 目標・計画を策定する際の留意点 法人において目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。この場合において、数値目標の設定が困難なときは、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。</p>	<p>5 目標・計画を策定する際の留意点 目標・計画を策定する際、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。</p>		